



【ホームページ】<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>
【iモード】<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/i/>

2005 2月1日

発行：徳島市(毎月1日・15日発行)
〒770-8571
徳島市幸町2丁目5
☎(088)621-5111(代表)

平成17年1月1日現在

人口 262,816人
男 125,271人
女 137,545人
世帯数 107,390世帯
面積 191.37㎦

●徳島市の広報番組
「マイシティとくしま」(四国放送テレビ) 毎週日曜日 11:50~正午放送
「こんにちは徳島市です」(ケーブルテレビ徳島) 毎日4回交替わりて放送



申告はお早めに (市役所2階市民税課)

税の申告を忘れずに 申告受け付けは2月16日～3月15日

市・県民税(地方税)や所得税(国税)などの申告シーズンがきました。ここの申告期間は、2月16日(火)から3月15日(火)までです。
税金を公正に納めていただくために、帳簿や記録などに基いて適正に算出する手続きが申告です。税の申告が必要な人は忘れずに行ってください。

市・県民税

場所 市民税課
(市役所2階)

市・県民税は、地方自治体が行う福祉教育ごみ処理などのさまざまな行政費用を市民の皆さまに負担していただくもので、いわば市民の会費のようなものです。平成17年度の市・県民税は、平成16年中の所得から算出されます。

従って、昨年の中途で退職し現在所得がなくても、昨年1月1日から退職するまでに受けた給与などの所得が課税対象になります。一方、ことし就職などによって所得があっても、昨年所得がなかった人は、平成17年度の市・県民税は平成16年中の所得から

ありません。

申告が必要な人

平成17年1月1日現在、徳島市内に住み、平成16年中に所得のあった次の人。

▼給与所得者で、給与以外に所得のあった人
▼平成16年中途で会社を退職した人、また勤務先から市役所に給与支払報告書の提出のない人

▼営業・農業・不動産などの所得のある人、所得税のからない人
▼給与所得や年金所得だけの人で、医療費控除・雑損控除などの所得控除を受けようとする人(年金所得だけの人)、社会保険料控除・配偶者特別控除なども申告する人

▼所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
▼税務署に確定申告書を提出する人

▼申告書の記入
申告が必要と思われる人には、申告書をお送りします。申告書は二申告の手引をよくお読みになり、納税者ご自身で作成してください。※申告書の届かなかった人、申告の必要のない人、市民税課(市役所2階)または各支所にある申告書をご利用ください。

▼申告に必要なもの
市・県民税申告書
印鑑(認印)
平成16年中の所得計算に

告が必要です)

※徳島市内に住所を有しない人も、同市内に事務所・事業所や家屋敷を持っている人は、均等割を納めていただく必要があります。

申告をしなくてもよい人

▼所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
▼税務署に確定申告書を提出する人

▼所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行う「申告納税制度」を探ってください。

確定申告の必要のある人が、期限内に申告をしなかったり誤った申告をすると、本税のほかに加算税や延滞税がかかる場合がありますので十分ご注意ください。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

▼本人や家族の医療費を10万円(所得が200万円以下の場合)は所得の5%を超えて支払ったとき
▼住宅ローンにより住宅を購入したとき

▼平成16年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者は、平成18年分から消費税の申告が必要となります。新たに課税事業者となる人は、「課税事業者届出書」を提出してください。また、平成15年分の課税売上高が1千万円を超えている人は、平成17年分から課税事業者となり、平成17年1月から日々の記帳や書類の保存が必要になりますので、ご注意ください。

▼年の途中で退職し再就職しなかったために年末調整を受けなかったときなどただし、いずれの場合も一定の要件や定められた書類の添付が必要です。

所得税

場所 アスティとくしま
(山城町)

▼給与所得者で○給与の年収が2千万円を超える場合
◇給与を2カ所以上からもらっている場合◇給与所得と退職所得以外の所得金額(地代・家賃・原稿料など)の合計額が20万円を超える場合―など
確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告の必要のない給与所得者でも、申告により税金が還付される場合があります。

確定申告会場
所得税の確定申告会場は次のとおりです。
【会場】アスティとくしま(山城町東浜橋1) 3階
第2特別会議室
【期間】2月16日(火)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く。ただし、2月20日・27日の日曜日は実施)
なお、還付申告は2月1日(火)から受け付け。
【受付時間】9時～16時
なお、この期間、徳島税務署庁舎内には申告会場を設けていません。

新たに消費税の課税事業者となる皆さんへ
平成15年度の消費税法改正により、消費税の事業者免税点が1千万円(改正前3千万円)に引き下げられています。

平成16年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者は、平成18年分から消費税の申告が必要となります。新たに課税事業者となる人は、「課税事業者届出書」を提出してください。また、平成15年分の課税売上高が1千万円を超えている人は、平成17年分から課税事業者となり、平成17年1月から日々の記帳や書類の保存が必要になりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 徳島税務署 ☎(622) 413
1. 税務相談室 ☎(62) 1933

【問い合わせ先】 徳島税務署 ☎(622) 413
1. 税務相談室 ☎(62) 1933

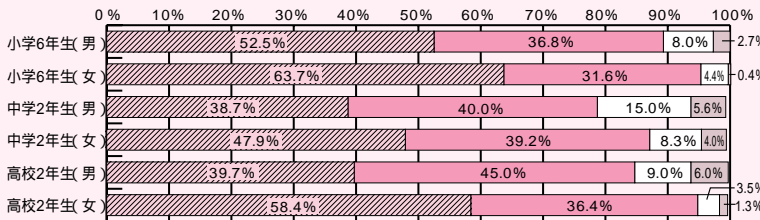
【問い合わせ先】 徳島税務署 ☎(622) 413
1. 税務相談室 ☎(62) 1933

【問い合わせ先】 徳島税務署 ☎(622) 413
1. 税務相談室 ☎(62) 1933

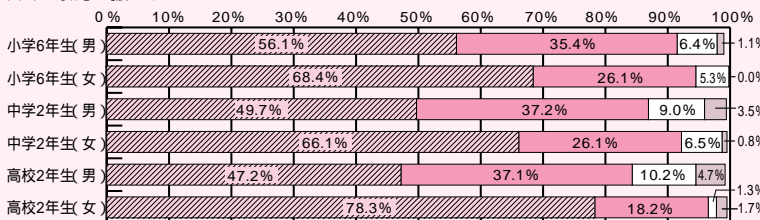
青少年の意識調査から ~規範意識について~

絶対してはいけない (斜線) しない方がよい (赤) 少しぐらいしてもよい (白) してもかまわない (青)

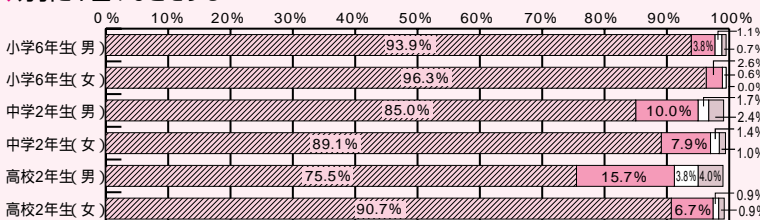
◆ごみや空きかんのポイ捨てをする



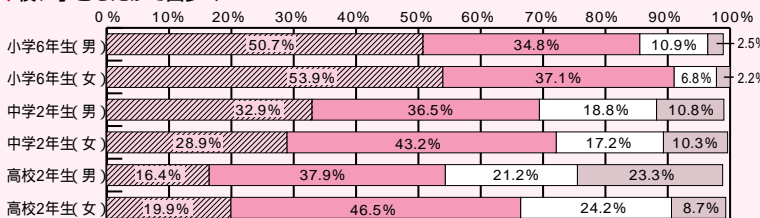
◆人に暴力を振るう



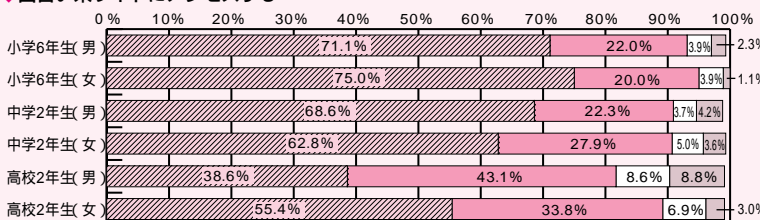
◆万引きや盗みなどをする



◆夜、子どもだけで出歩く



◆出会い系サイトにアクセスする



徳島市教育委員会は、市内の小学6年生・中学2年生、高校2年生約1200人と、その保護者および地域の住民約500人を対象に、青少年の意識調査を実施しました。

平成15年中の全国における刑法犯少年の検挙数は14万8568人で、平成に入

り最高を記録しています。このような青少年問題の背景としては、社会の基本的なルールを遵守(じゅんしゅ)しようとする意識の希薄化や、自己中心的で、欲望や衝動を抑制できない子どもたちの自律心の低下が見られることが指摘されています。

徳島市教育委員会では、こうした青少年問題の実態や青少年をとりまく社会的状況を踏まえ、青少年の規範意識を把握するために、調査を実施したものです。

▽ごみや空きかんのポイ捨て 20・6割(中2男)
 ▼人に暴力を振るう 14・9割(高2男)
 ▼万引きや盗みなどをする 7・8割(高2男)
 ▼夜、子どもだけで出歩く 27・5割(中2女)
 ▼出会い系サイトにアクセスする 9・9割(高2女)

※詳しくは、左表を参照。

青少年の意識調査を実施

薄れる「規範意識」 学校・家庭・地域が連携し ねばり強い指導が必要

「規範意識の調査結果から」

次のような行動を、「少年問題の背景として、社会的なルールを遵守(じゅんしゅ)しようとする意識の希薄化や、自己中心的で、欲望や衝動を抑制できない子どもたちの自律心の低下が見られることが指摘されています。」

規範意識の調査結果から

このような意識が生じる背景としては、大人社会全体のモラルの低下が挙げられます。

正しくない行為やルール違反を許容してしまう甘い風潮や、社会に対する義務感や責任感の希薄化、自由と利己主義をはき違える風潮が見られるなど、子どもたちに対して、物事のけじめ・善悪を大人がしっかりと教えられなくなってきたという状況があると思われま

まざまな環境の影響を受けて成長し、人格を形成してきます。

将来を担う子どもたちの規範意識や公共心を向上させるためには、まず大人自身が時代に応じた的確な規範意識を持ち、学校・家庭・地域が連携し、「ルールやマナーを遵守する」という他人と共存するための人間関係を身につけることなども大切にねばり強く教えていくことが必要です。

なんでも相談市民センター
市役所1階 ☎621-5200・5129

保健センター
沖浜東2 ふれあい健康館内

2月の無料相談

女性センター
シビックセンター4階 ☎624-2613

女性センター開所日
10:00~17:00
(休) 日曜、火曜、祝日 年末年始

カウンセリング相談
女性対象
☎624-2611

男性対象
☎624-2611

子育て支援センター
☎621-5355

保健センター
☎656-0515

一般健康相談 8日・22日(火) 13:00~15:00

老年認知症(痴呆)予防相談 9日(水) 13:30~15:30

家族などの介護を行う人の健康相談 8日・22日(火) 13:00~15:00
9日(水) 13:30~15:30

歯科医師相談 17日(木) 13:00~15:00

生活習慣改善相談 23日(水) 13:00~17:00

ウオーキング相談 ☎656-0531

1日(火)・15日(火) 13:00~13:30, 13:40~14:10, 14:20~14:50

台風23号の被災者義援金をお寄せくださった皆さまへ

台風23号により被災された方々への義援金をお願いしたところ、全国の皆さまから本市と徳島県分を合わせて、33,205,776円が寄せられました。温かいご厚意に対し、心からお礼申し上げます。

これらの義援金は、平成17年1月13日、徳島市被災者支援対策本部において、床上浸水以上の被害を受けた世帯の方々へ配分することに決定し、一刻も早く被災された皆さまにお届けできますよう現在作業を進めております。

徳島市被災者支援対策本部
本部長 原 秀樹

【問い合わせ先】 出納課 (☎621-5355)

「動物、好きですか？ 伝えてください、その気持ち」 動物園ボランティア募集

市民参加による、楽しい動物園づくりに ご協力ください



子どもたちに動物との上手な付き合い方をアドバイス

とくしま動物園では、園内における案内や催しの補助にあたっていただけるボランティアを募集します。生涯学習の一環として、また、社会奉仕活動を通じて自己実現の場として、動物を介して子どもたちとふれあうボランティア活動はいかがでしょうか。動物園は市民の

ボランティア活動の内容

- ◆動物園のふれあいイベントの補助(子ども動物園のふれあいコーナーにおいて、来園者にモルモット、ヤギ、ヒジなど小動物との接し方を指導していただきます。)
- ◆動物ガイド(来園者に、展示動物についての解説を行っていただきます。)

募集対象

▽18歳以上の人
▽2月～3月に開催するボランティア養成講座(下表)に参加できる人

とくしま動物園ボランティア養成講座

回	内容	開催日	時間/場所
第1回	動物園概論	2月27日(日)	いずれも 13:00~16:00 とくしま動物園内
第2回	動物学各論/哺乳類	3月6日(日)	
第3回	動物学各論/鳥類	3月13日(日)	
第4回	衛生管理、ふれあい実習	3月20日(日)	

*動物学各論では、子ども動物園で展示している動物について学びます。

▽ことし4月から1年間、年間12回以上活動が可能な人
はがき、ファクス、Eメール、または動物園に備え付けの用紙に、「とくしま

申し込み方法など

動物園ボランティア申し込みと明記のうえ、住所・名前・年齢・職業・性別・電話番号・ボランティア経験の有無(ある場合はその内容も)・志望理由を記載し、2月15日(火)までに、とくしま動物園(〒771-1

4267 渋野町入道22 種(636) 3218 Eメールは、徳島市ホームページ「新着情報」参照へ。
問い合わせ先 とくしま動物園(636) 3215

徳島城博物館の催し

徳島城射初め演武



かつて徳島藩で、藩主が家臣による新年の挨拶を受ける前に、一年の無事と武運長久を祈り、行われていた行事を古式にのっとり再現します。
[とく] 2月13日(日)10時
[会場] 旧徳島城表御殿庭園
[演武] 徳島城射初め保存会(浦上同門会・有志)

同日開催
新成人記念射会
ことし20歳を迎える新成人(弓道有段者・経験者)による競技形式の射会です。
[とく] 2月13日(日)13時
[会場] 旧徳島城表御殿庭園
文化体験プログラム
子ども落語講座
プロの落語家などの指導で小咄(こはなし)やおはやしを体験する講座です。

春の企画展
ひな人形の世界
江戸時代からのひな人形の名品をはじめ、武者人形やかぶと飾りなどの五月人形も展示します。
[会期] 2月4日(金)～4月3日(日)
[会場] 徳島城博物館

「申し込み」往復はがきに、住所・名前・年齢・電話番号を記入し、2月18日(金)必着)までに徳島城博物館へ。定員40人(応募多数の場合は抽選)。
[申し込み先] 徳島城博物館(〒770-0851)
[開館時間] 9時30分～17時(入館は16時30分まで) 毎週月曜と祝日の翌日は休館
[入館料] 大人300円、高・大生200円、中学生以下無料。20人以上の団体は2割引
[問い合わせ先] ☎(65) 2525

人権を考える市民のつどい

「在日コリアンから見える日本社会」



徳島市では「市民一人ひとりが相手を思いやり、認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会」の実現に向けて積極的に取り組んでいます。多くの皆様のご参加をお願いします。

なお、当日は、講演会の前に平成16年度人権問題啓発標語の表彰式を行います。
[講師] 人材育成コンサルタント 辛 淑玉さん

[日時] 2月16日(水)13:30～15:30 (13時開場)
[場所] 徳島市文化センター 入場無料
会場には、手話通訳、要約筆記、聴覚障害者用補助装置、託児所を設置します。
[問い合わせ先] 人権推進課 ☎621-5169

いきいきとくしま 73

昭和地区

昨年、20年ぶりに一新された日本のお札で唯一統投の肖像・福沢諭吉が創始した慶応義塾の徳島分校が、かつて昭和地区にありました。西日本進出を志した諭吉が、後の初代徳島市長・井上高格が代表を務める徳島の自由民権運動結社の援助を受けて明治8年に開校したもので、48人が学んだといわれる万代町2丁目の跡地に記

まちの安全安心を住民自分で守る

念碑が残されています。その万代町と昭和・中昭和・南昭和の各町でなる昭和地区は国道55号線から東に位置し、県庁と県警本部などの官公庁があるほか、最近ではマンションの増加が目立ち、藩政時代から昭和30年代までの約340年間にも及ぶ塩田地帯だったことも昔語りになりました。「様変わりする私たちのまちですが、自慢はとにか

く昔から各種住民団体がまちづくりに協力的なこと。昭和30年代から続く草の根阿波踊りや、社会福祉協議会(松本正文会長、会員83人)が中心となり、家庭内に眠る1円玉などを貯めて地域に役立てようというかつての善意銀行運動を継承

した善意袋とか」と昭和地区コミュニティ推進協議会・川田仁志会長。昭和防犯協会(横尾正美会長、会員32人)の地区内パトロールも筋金入りのボランティア活動の一つ。同40年代に青少年の非行防止



夜間巡回を行う地区有志のみなさん



校時に立哨や巡回を行うセーフティパトロールも開始しました」と笑顔を見せました。川田会長は「今後さらには安全安心のまちづくりのため、地震などに備える防災組織などを充実さ

「申し込み」往復はがきに、住所・名前・年齢・電話番号を記入し、2月18日(金)必着)までに徳島城博物館へ。定員40人(応募多数の場合は抽選)。
[申し込み先] 徳島城博物館(〒770-0851)
[開館時間] 9時30分～17時(入館は16時30分まで) 毎週月曜と祝日の翌日は休館
[入館料] 大人300円、高・大生200円、中学生以下無料。20人以上の団体は2割引
[問い合わせ先] ☎(65) 2525

関連行事
▼学芸員による展示解説
[とく] 2月11日(初)～3月5日(土)・4月2日(出)いずれも、13時30分～14時30分
▼おひな様に变身
十二単衣を着てみませんか。おひな様に变身した姿を写したポラロイド写真を進呈します。
[とく] 2月27日(日)13時～

徳島城博物館
徳島町城内1-8 (〒770-0851)
[開館時間] 9時30分～17時(入館は16時30分まで) 毎週月曜と祝日の翌日は休館
[入館料] 大人300円、高・大生200円、中学生以下無料。20人以上の団体は2割引
[問い合わせ先] ☎(65) 2525